

顧問契約書

社会保険労務士

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の労働社会保険諸法令に関する事務の委嘱について、次のとおり顧問契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（委嘱業務の範囲）

甲は、乙に対し、次の業務（以下「本業務」という。）を委嘱し、乙はこれを受任する。

- 労働社会保険諸法令に基づく申請書、届出書、報告書その他の書類の作成
- 前号の書類の提出に関する手続の代行
- 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告等及びこれに係る行政機関等の調査又は処分に関する事務代理
- 労働社会保険諸法令に関する相談、就業規則その他の社内規程の作成及び変更に関する助言
- 労働者名簿、賃金台帳その他の法定帳簿の整備に関する助言

2 次に掲げる業務は本業務に含まないものとし、甲が委嘱を希望するときは、その都度協議のうえ、報酬を定めて別途受任する。

- 給与計算及び賞与計算並びに年末調整に関する事務
- 助成金の申請に関する事務
- 就業規則及び社内規程の全面改定並びに人事制度の設計
- 個別労働関係紛争に係るあっせん等の代理（特定社会保険労務士の付記を受けた者に限り、受任することができる。）

第2条（甲の協力義務）

甲は、本業務の遂行に必要な労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、雇用契約書その他の資料及び情報を、正確かつ完全に、遅滞なく乙に提供する。

2 甲は、従業員の入社、退職、氏名、住所、扶養及び報酬の変更その他手続を要する事実が生じたときは、遅滞なく乙に通知する。

3 前項の通知が遅れたことにより生じた延滞金、追加保険料その他の負担は、甲が負担する。

第3条（乙の義務）

乙は、社会保険労務士法その他の法令及び所属社会保険労務士会の会則を遵守し、本業務を処理する。

2 乙は、社会保険労務士法第21条の定めるところにより、正当な理由がなく、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用しない。本契約の終了後も同様とする。

3 乙は、本業務の処理状況について、甲の請求があるときは、いつでも報告する。

第4条（報酬及び支払方法）

甲は、乙に対し、本業務の報酬として、月額金 円（消費税及び地方消費税を除く。従業員 名までとし、これを超える部分は1名につき月額金 円を加算する。）を支払う。

2 甲は、前項の報酬を毎月末日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

3 第1条第2項の業務に係る報酬は、その都度、乙が見積りを提示し、甲の承諾を得て定める。

4 乙は、従業員数の増減、法令改正に伴う事務量の変動その他相当の理由があるときは、改定を希望する日の○か月前までに書面で甲に通知し、甲乙協議のうえ第1項の報酬を改定することができる。

第5条（個人情報の取扱い）

乙は、本業務の遂行に際して甲から預託を受けた従業員の個人情報（健康情報その他の要配慮個人情報を含む。）を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従い適切に取り扱う。

2 乙は、本契約が終了したとき、又は甲から請求があったときは、前項の個人情報を甲の指示に従って返還し、又は消去する。

第6条（免責）

乙は、甲が資料を提供せず、若しくは通知を怠り、又は提供された資料の内容が真実に反していたことにより生じた損害について、責任を負わない。

2 乙は、甲が乙の助言に従わなかったことにより生じた損害について、責任を負わない。

第7条（損害賠償）

乙は、本業務の処理につき乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

2 前項の賠償額は、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、損害の原因となった行為の時から遡って〇年間に甲が乙に支払った報酬の総額を上限とする。

第8条（契約期間）

本契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。ただし、期間満了の〇か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第9条（解約及び解除）

甲又は乙は、解約しようとする日の〇か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

2 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもこれが是正されないとき、又は本契約を継続し難い重大な事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

3 本契約が終了したときは、乙は、預かった資料を遅滞なく甲に返還し、必要な引継ぎに協力する。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己及び自己の役員が、暴力団その他の反社会的勢力に該当しないこと、及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、確約する。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第11条（協議及び合意管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議して解決する。

2 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

名称

代表者

印

乙

住所

名称

氏名

印